

別表第1(第3条関係)

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率	補助限度額
福祉機器等導入支援事業	<p>県内法人(独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く。)のうち、以下に該当する者 (1)介護保険法による指定又は許可を受け、介護サービスを提供している法人(居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援を除く。) (2)障害児・者関係 ①障害者支援施設 ②障害児入所施設 ③居宅介護・重度訪問介護事業者 ④主たる対象が身体障害者である共同生活援助事業者 ⑤主たる対象が身体障害者である短期入所事業所 ⑥主たる対象が身体障害者である障害福祉サービス事業者のうち療養介護、生活介護、自立訓練を行っている事業者</p>	<p>1 福祉機器 (1)高さ調節機能付き電動ベッド (2)跳ね上げ式、ティルト式及びリクライニング式等の移乗が容易な車椅子(シャワー用を含む。) 2 福祉用具 (1)移乗用ボード (2)移乗用シート・シート (3)移乗用グローブ (4)自立型すてり及び低作業用チェア等、作業姿勢を補助する用具 3 移動・昇降用リフト ※自動車用車いすリフトを除く。 ※同時に購入またはリースする吊り具(スリングシート)等、職員の身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品を含む。</p>	<p>次の1から4までの要件全てを満たすもの 1 購入費用の合計が10万円以上であること。 2 原則、当該年度の1月末日までに納品されていること。 3 福祉用具への補助については、1法人1回の申請を限度とする。 4 電動ベッド及び車椅子については、高さ調節機能付き電動ベッド並びに跳ね上げ式車椅子、ティルト式、リクライニング式等の移乗が容易な車椅子(シャワー用を含む)でないものからの買い換えのみを対象とする。</p>	<p>1 福祉機器 1事業所当たり120万円 2 福祉用具 1事業所当たり120万円 3 移動・昇降用リフト 1事業所当たり400万円</p>	<p>1 福祉機器 2分の1以内 2 福祉用具 2分の1以内 3 移動・昇降用リフト 4分の1以内</p>	<p>1 福祉機器 1事業所当たり60万円 2 福祉用具 1事業所当たり60万円 3 移動・昇降用リフト 1事業所当たり100万円</p>
介護分野の介護ロボット導入支援事業		<p>1 介護ロボット導入に要する経費 保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に要する初期費用を含む。なお、リース等の費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。ただし、介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。 2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費 次のを対象とする。なお、既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。ただし、介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。 (1)Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー及びネットワーク構築経費等)。 (2)職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む)。 (3)介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)。</p>	<p>1 介護ロボット機器 次の(1)から(3)までの要件全てを満たすもの (1)目的要件 日常生活支援における、①移動支援、②排泄支援、③見守り・コミュニケーション、④入浴支援、⑤介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。なお、①～⑤の定義については別表第2を参照すること。 (2)技術的要件 次のいずれかの要件を満たすもの ①ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ②経済産業省の行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択された介護ロボット(「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。) (3)市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備の要件 1事業所につき、1回の申請を限度とする。</p>	<p>1 介護ロボットの導入に伴う経費 1機器当たり60万円 ただし、入浴支援の機器については、1機器当たり200万円 2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費 1事業所当たり1,500万円</p>	<p>1 以下の要件のいずれを満たす介護事業所である場合 4分の3以内 (1)少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。 (2)利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。 2 1の要件を満たさない場合 2分の1以内</p>	<p>1 介護ロボットの導入に伴う経費 ・入浴支援の機器については、1機器当たり100万円 ・上記以外の機器については、1機器当たり30万円 2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費 1事業所当たり750万円</p>
介護分野のICT導入支援事業	<p>県内法人(独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く)のうち、介護保険法による指定又は許可を受け、介護サービスを提供している法人(居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く)</p>	<p>1 タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア(事務所に置くパソコンやプリンターは除く) 2 ソフトウェア(標準仕様やCHASE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤は除く) 3 クラウドサービス 4 職員間の情報共有や職員の移動負担軽減に資するインカム、テレビ会議システム等のICT技術を活用した機器 5 ネットワーク機器の購入・設置費用(Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー及びネットワーク構築経費等)を含む)。 保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に要する初期費用を含む。なお、毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。また、通信に係る経費は補助対象外とする。</p>	<p>次の1から4までの要件全てを満たすもの 1 目的要件 次のいずれかの要件を満たすものであること。なお、既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末、インカム、TV会議システム等やバックオフィス業務用(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)のソフトを導入することも対象とする。 (1)記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること(転記等の業務が発生しないこと)。 (2)複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となること(転記等の業務が発生しなくなる)。 2 技術的要件 (1)居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。 (2)導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。 (3)研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。 3 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 4 その他 (1)原則、1事業所につき、1回の申請を限度とする。ただし、補助額の合計が補助基準額の範囲内であれば、補助基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限として申請を行うことができるものとする。 (2)タブレット端末等を導入する際には、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。 (3)十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」(平成29年5月)を参考にすること。 (4)「VISIT」(通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に限る。)及び「LIFE」による情報収集に協力すること。なお、タブレット端末のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。 (5)ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、個人情報等の照会に応じる必要はない。 (6)「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引きVer.1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。 (7)ICT導入の導入年度及び導入翌年度に、ICT導入実績報告書の調査項目を基本として、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課に導入製品の内容や導入効果等を報告すること。なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途、通知がある旨、留意すること。</p>	<p>職員数10名以下：1事業所当たり200万円 職員数20名以下：1事業所当たり320万円 職員数30名以下：1事業所当たり400万円 職員数31名以上：1事業所当たり520万円</p>	<p>上記職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。 また、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。 2 1の要件を満たさない場合 2分の1以内</p>	<p>職員数10名以下：1事業所当たり100万円 職員数20名以下：1事業所当たり160万円 職員数30名以下：1事業所当たり260万円 職員数31名以上：1事業所当たり260万円</p>

<p>障害福祉分野のロボット等導入支援事業</p>	<p>県内法人(独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く)のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人</p>	<p>ロボット等導入に要する経費 保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に要する初期費用を含む。なお、リース等の費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。</p>	<p>次の1から7までの要件全てを満たすもの 1 1機器あたり補助対象経費が10万円以上であること。なお、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。 2 日常生活支援における、①移動支援、②排泄支援、③見守り、④入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボットであること。 3 ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット等であること。 4 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 5 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法(PSE)認証、Sマーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。 6 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制を整備すること。 7 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。</p>	<p>1 介護ロボットの導入に伴う経費 1機器あたり30万円 ただし、入浴支援の機器については、1機器あたり100万円</p> <p>また、障害者支援施設においては全ての機器の合計額が210万円、共同生活援助事業者においては全ての機器の合計額が150万円、その他事業所においては全ての機器の合計額が120万円を限度とする。なお、1つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所としていずれかの補助上限額を適用するものとする。</p>		<p>1 介護ロボットの導入に伴う経費 1機器あたり30万円 ただし、入浴支援の機器については、1機器あたり100万円</p> <p>また、障害者支援施設においては全ての機器の合計額が210万円、共同生活援助事業者においては全ての機器の合計額が150万円、その他事業所においては全ての機器の合計額が120万円を限度とする。なお、1つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所としていずれかの補助上限額を適用するものとする。</p>
<p>障害福祉分野のICT導入モデル事業</p>	<p>県内法人(独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く)のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人</p>	<p>1 タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア 2 ソフトウェア(開発の際の開発基盤を除く。) 3 クラウドサービス 4 保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策など 5 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減に資するインカム、テレビ会議システム等のICT技術を活用した機器 5 ネットワーク機器の購入・設置費用(Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー及びネットワーク構築経費等)を含む。)</p> <p>※上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とし、リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。※通信に係る経費は補助対象外とする。</p>	<p>次の1から3までの要件全てを満たすもの 1 県が開催するICT導入に伴う研修会に参加すること。 2 ICTを導入することによって得られた生産性向上に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、報告すること。 3 実績報告書等について、今後公表する可能性があることについて同意すること。</p>	<p>1事業所当たり100万円</p>	<p>定額</p>	<p>1事業所当たり100万円</p>